

## 焼津市自治基本条例 市民案策定作業グループ たたき台検討 集約シート

PI 意見集（市民案策定作業 G 第 1 回会議で配布した「3人以上が○」資料及び「重要意見カードまとめ」資料）の中から、「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」に追加したい意見（番号）や PI 意見集を踏まえて自分で追加したいと思ったことなど、事前に検討していただいた結果について、はじめの一步案の項目ごとに整理をしてまとめました。

### 「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 焼津市で自治基本条例が必要な理由

自治の原点は、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくることです。いま改めて、この当たり前のことが問われています。

##### ○必要な理由①：地方分権

～今までのような国・県にお任せの仕組みではもたなくなってしまうので、焼津市の自治のやり方は焼津市の人達が考えなければならなくなった。（焼津の特色を生かした活気のあるまちづくり、市民・議会・行政の意識改革、より良いまちづくりのための仕組みづくり、情報の共有）

##### ○必要な理由②：人口減少と少子高齢化

～今後急激に人口は減り、高齢化が進む。その中で、子や孫の世代が幸せに暮らせる社会を渡していかなければならない。（市税収入の減・社会保障費の増で市財政の硬直化⇒今までのサービス提供ができなくなる ⇒ 市民協働が必要となる⇒ルールが必要となる）

##### ○必要な理由③：東日本大震災

～震災は様々なことを考えさせてくれた。もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていかなければならない。（災害に強いまちづくり⇒安心して住み続けることができるまちづくり、世代を超えた人と人のつながり・コミュニティの充実、市民・議会・行政のつながり）



★自分たちのことは自分たちで決めて（自己決定）、決めたことに責任を持つ（自己責任）

★自分たちのまちの身近な課題を自分たちで解決していこう！

★人は一人では生きていけない。生活する住民自らが住民中心の社会を創っていこう！

⇒ 次の時代を切り拓く、まちのルールが必要

##### ○PI 意見集

1962 自治基本条例と市民憲章との整合性

1849 財政状況が悪くなったら、市民に責任転嫁するのはおかしい

→自分のことは自分やってきた歴史がある。それを思い出すことが条例策定。財政状況の悪化はきっかけにすぎない。

1851 目指すまちの姿の実現にはお金がかかる。実現の優先順位を決めるためのものであるなら、理解出来る。

○必要な理由①、②、③に加えて、「1 市財政の悪化」「2 基幹産業である水産関連業界の低迷」

○焼津市民憲章と自治基本条例策定に係わる基本方針に謳われている内容を織り込む。

案：焼津市は、先人たちにより築かれてきた貴重な歴史・文化と秀麗な富士山、駿河湾、大井川を抱く豊かな志太平野の自然に恵まれたまちです。このまちを更に希望に満ちた、魅力あるまちとして未来の世代に引き継いでいくために、市民、議会、行政が一体となってまちづくりを進めることが大切です。市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会を作るために、基本的なルールを定めた自治基本条例を制定します。

○なぜ自治基本条例が必要かという解説

○焼津市の置かれた状況

この焼津市は、市民みずから切り拓いた地場産業によって力を蓄えてきた“まち”であり、その市域の狭さ、人口密度においては、県下でも最上位に近いところにある。これはまさしく、この焼津市は、人と人との強い絆によって成長してきた“まち”であることのアカシである。

いま、この厳しい社会情勢の中で、焼津市がますます発展するために、お互いの協力のためのしっかりしたルール作りをする必要に迫られている。

## (2) 理念（焼津市が目指す自治の姿・根幹の考え方）

- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」（連携・協働）のあるまち
- ② コミュニティが進化・活性化し、満足度（幸福度）が高いまち
- ③ 焼津の自然や文化を愛し（Love焼津）、平和を尊ぶ、誇れるまち（誰もが訪れたいくなるまち）
- ④ 安心して暮らし続けることができるまち
- ⑤ 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち
- ⑥ 市民・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち
- ⑦ 焼津市の豊かな資源（海・山・川・港など）や産業を生かした活気のあるまち
- ⑧ 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち

これらを目指して、「オール焼津」（市民、企業、議会、市役所等みんな）で進むまち

○PI 意見集

61 よそ者を仲間にできる

63 人を大切にできるまち 子供、働く人、中高年、老人、各々の立場で生きている人を尊重し、支えるまち

64 人を大切に

95 みんなが「つながる」町、みんなで「決めるまち」、自然と共生できる町

181 良質な就労環境、保育環境、教育環境、高齢者環境、医療環境の保障

364 自然と共生するまち（海、山、川）

○世代、性別、障害の有無を超えた人と人、・・・

○目指すまちのすがたとそれをどのような方策で作り上げていくかを明示。その際、市民憲章や総合計画でうたわれている姿と整合性を持つことが必要と考える。

○PI 意見集 64,95,364 の姿のまちを作る時、「みんなのまち＝自分の住んでいる自分のまち」を市民一人ひとりが自らの意志と責任に基づいて協働しながらすすめていくという意識が求められることを織り込む。

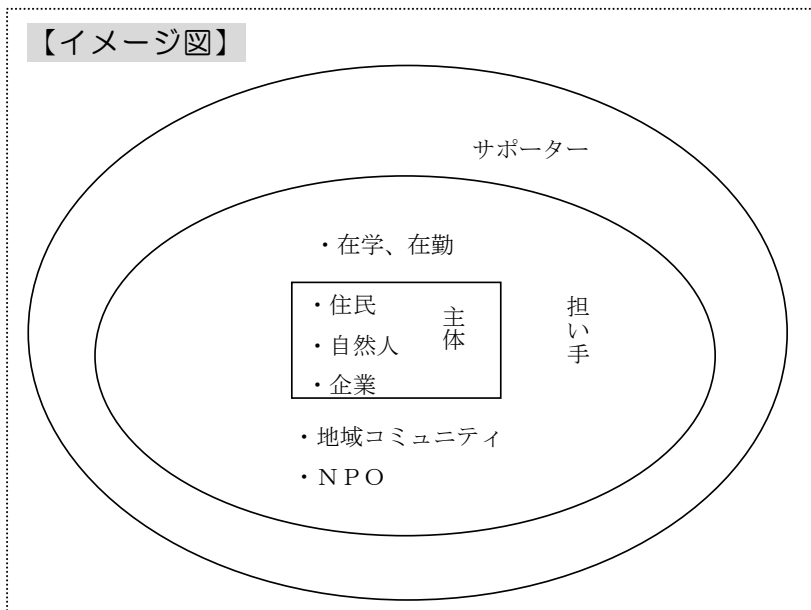
○焼津市の自治はこうあるべきだという内容を書く

## 2 市民

### (1)市民とは？（市民の定義）

- ・法律上の住民（自然人・法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて「市民」としてはどうか
- ・さまざまなまちの担い手の位置づけ・役割
  - ・外国人→主体として定める ⇒啓発等が必要
  - ・住民でない人も貢献できる、大事にされる
  - ・事業者の役割
- ・住民と市民のつながりを検討する必要がある
- ・まちは誰が創っていくか？在学・在勤の人と住んでいる人では重みが違う。

【イメージ図】



○はじめの一步案のとおり、広い意味での市民としたい

○「市民」に関してこの条例には、どのような主体があり、それぞれがどのような義務と権利を持つかを明確にする。

様々な考えの人が住んでいる中でより多くの人たちにこの条例を自分のものとして身近にさせていただくために明記する。

## (2)市民の権利

- ・市民の権利 (例) 参加、住民投票

### ○PI 意見集

88 権利と義務の精神を全員が持つ

542 きずな連携ができるように市民が主体的に動くようになる

1966 自分たちでやれることはやってしまった方がよい

1696 これから起こりうる問題を住民自らの問題としてとらえ、自らが問題解決に取り組む気持ちになること、行政も議員の積極的に協働すること

○「参加、参画の権利」、「公共の利益に沿う意見を述べる権利」、「情報を知る権利」、「個人情報を守る権利」

○市民の権利として、まちづくりへの参加の機会保障、住民投票等を、責務は権利の行使に当たって、他を思いやる気持ちを大切に、互いの意見や行動を尊重する姿勢が求められることを明記する。

## (3)市民の役割・責務

- ・市民全員が当事者意識を持つ

- ・市民一人ひとりが、

…自らの命を守るための備えをする

…世代間・立場の分け隔てなくお互いに健康でいきいきと暮らせるよう助け合う

…焼津を学び、焼津を発信できるよう心掛ける

…環境に配慮し、人と自然を調和させていく

- ・市民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合う住民像を描きたい

- ・子ども達の世代が持続して住めるまちになっていくか、その時の住民像を条例に描く

### ○PI 意見集

65 住民同士助け合える、自律自立

88 権利と義務の精神を全員が持つこと

417 納税の義務をしっかりと果たす

419 “公共の利益”という意識を持つ

542 きずな、連携ができるよう市民が主体的に動くようになることを望みます

1696 住民の問題意識の向上、それに、行政・議員も積極的に協働すること

1698 焼津をもっと良くしていこうという意識を市民一人一人が持つことが大事

1966 自分たちでやれることはやってしまった方がよい

○事業者の役割を明記する

○地域コミュニティに関して、東日本大震災がその重要性を認識させてくれたものの、少子高齢化、ライフスタイルの多様化等によりそのあり方を早急に再検討する必要性が生じていると考えるが、当事者意識をもってここに参加する姿勢が市民に求められることを織り込む。

### 3 議会

#### (1) 議会の役割

- ・ 条例の文中に、議会及び議員の役割を明記する
- ・ 議会が活発に活動してほしい（市民目線で）

##### ○PI 意見集

549 議会・議員のあり方をぜひ入れて下さい。

○はじめの一步案のとおりと、今後の議会は、市民・行政・議会が同等であることを認識し、役割を果たす

○議会はどのような機関で、それを構成する議員の役割と責務は何か、そしてその責務を果たすためにどのような活動をするのかを明記。市民全体の利益という観点から職務を果たすことを求めたい。また、市民の代表者として市民全体に情報の公開と説明責任をタイムリーにじっしすることを謳う。

○焼津をよくしていこうという活発な活動

#### (2) 議員の役割

- ・ 議員の役割として、自らが政策提案に努める
- ・ 議会（議員）活動を市民に分かり易く伝える
- ・ 議会（議員）の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

##### ○PI 意見集

549 議会・議員のあり方をぜひ入れて下さい。

○議員活動報告書を年度ごと作成し公開する  
議員自らの政策提案に努める

○常に議会改革を怠らないことを謳う。  
情報の発信、収集を責務としてとらえる。

○市民が平等に利益を享受できるように、市に必要なことを拾い上げ行政に反映させる

### 4 行政

#### (1) 行政の存在する意味、行動原理・原則

##### ○PI 意見集

583 今の財政危機は行政サービスの行き過ぎにある。次世代のために「余裕」を。  
872 焼津行政の今以上のやる気。市長のトップセールス

1971 行政は無駄の排除を。(例：縦割組織の改革、広域行政、民意汲み上げの仕組み、事務の迅速化)

1611 行政に従えるまち

○行政に携わる一人ひとりがプロフェッショナル行政マンとしての意識を忘れずに、常にコスト意識を高める努力をする姿勢を明記。そのために障害となるような市民のわがまは、市民の役割と責務に反映する。

○行政運営について、市長と職員を分けて役割と責任を明記する。

## (2) 行政運営

- ・PDCA の徹底（各段階において、市民・議会の参画・協働を保障する）
- ・前例主義の廃止

○原価主義の活用と説明責任

○行政運営というより、行政経営という意識での組織のマネジメントを。地方分権とは言いながらも、中央集権の制度が多く残る中、また、公平性、公正性を求められる機関であるものの、アウトカムを意識した運営をするために、以下の行政情報、総合計画、行政評価を取り入れ、健全な財政運営に努めることを明記する。

○広域行政により、投資効率が高まる部分に関しては有効に活用する

## (3) 行政情報

- ・情報の共有…収集、提供、場づくり（全ての人々が情報にアクセスできる）

○PI 意見集

1975 まずは声を拾うこと。ネット社会だが使いこなせない人もいる。駅に市施設の設置、集客施設で市の情報発信（ブース・目安箱）。

○行政の情報は(善し悪し関わらず)公開し、説明責任をはたす

○行政職員が地域コミュニティに出かけ、行政の情報を提供・説明する機会をできるだけ多く作りことにより、市民の持つ情報も収集できるし、職員と市民との距離が近くなり良いコミュニケーションに結び付くと考えるので、具体的にルールとして織り込む。

## (4) 総合計画

○自治基本条例と総合計画は整合性が必要だが、策定根拠とするのはいかがなものか？

○計画づくりへの市民参加をルール化。また、計画づくりに関しては現状把握を十分に行う工夫を求めたい。

## (5) 行政評価

### ○PI 意見集

1999 市民で評価をする仕組みが必要

○行政評価の対象、誰がどのように評価するのを明記する。

## (6) 財政

### ・効率的な財政運営

○はじめの一步案のとおり と市事業に民間企業を活用する

○施策の計画段階において、費用対効果を十分に吟味する。又、財政状況を市民にもわかりやすく伝えるよう努める。

○市の保有する財産の適正な管理、効率的な運用とその状況を分かりやすく公表する。

## (7) 市長

○言葉は表現できないが、市長について記述されるのは独自性と普遍性があり良いと思う

○市長は、まちづくりについての指針を市民に明らかにするとともに、市民の意見を聴取するよう努めるものとする。

○市長はその役割において、市民全体の利益を常に考え、職員がその能力を最大限に発揮できるような環境を提供することを明記。

市政の代表者として、市民の権利を保障し信託に誠実に応えることを明記。

## (8) 行政組織

### ・縦割り行政の廃止、組織運営の見直し

○無駄なコストを発生させない、職員がその能力を最大限に発揮でき、市民が誇れる市政運営が図れる良好な組織を明記

## (9) 職員

### ・行政職員も「市民」であることを意識する（市民目線）

○市民との対話を大切にしながら、互いに目指すまちづくりが可能になるよう行政の「いま」をていねいに伝えられる能力を高めて欲しい。

## (10) 公共施設

- ・市の公共施設を安心して使えるように（焼津版ハートビル条例）

○ますます少子高齢化が進行する中で、高齢者や障害者にも、そのもっている能力を社会貢献のために大いに活用していただくよう、すべての公共施設に活動しやすい環境を用意するためのルール作り。

（蛇足です）高齢者・障害者を語る時、「庇護」「保護」という従属集団的にくくることに抵抗を感じています。もちろん、その対象たる方々もいらっしゃいますが、社会の中で活動したいと思っている方々が多くいらっしゃるのも事実です。この焼津が、高齢者も、障害者も「生き生きとして働いているよ！」という“まち”になれば、どんなに素晴らしいことでしょう。

○市民が公共施設は「使ってなんぼ」のものと思うので、使うに当たっての規制を必要最低限にすること。

## (11) 危機管理

（従前「まちづくり（自治）の考え方・進め方と仕組み」として挙げられていたもの）

- ・危機管理対応（市民と協働するもの）
- ・安心、安全なまちづくり
  - …司法警察、市民と協働した防犯、防災・事故の防止
  - …医療・福祉・防災の環境づくり
  - …交通ネットワーク（ゆりかもめ）の充実

○危機管理のなかに、個人情報の保護も入れて、漏れ等絶対発生させない管理して欲しい

○危機管理にあたって、限られた財政のなかで市民と行政がどのように役割分担するかをできるだけ明確にしルール化する。

## 5 まちづくり（自治）の考え方・進め方と仕組み

### (1) 地域・コミュニティ

- ・市民が集い、つながるコミュニティづくり
- ・地域の自治、市民活動
- ・コミュニティの場
  - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
  - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
- ・今の自治会が「楽しくない」
- ・コミュニティの範囲を考える
- ・地域の自治会や町内会をどのようにしていくか？法律で空白、これをどう埋めるか
- ・地域の組織を伸ばす視点から、条例に大きく書き込むべき
- ・コミュニティ単位に権限や予算が渡されていくようになるのが、大きな流れ
- ・協力できる、助け合える国民性が強み



○PI 意見集

- 4 地域の人とのつながり
- 9 世代を超えた人とのつながり
- 10 人とのつながり→助け合い 市民⇄行政 市民⇄市民
- 14 まず顔の見える関係。日頃からのコミュニケーションが大切
- 15 となりの近所づきあい、地域のつながり
- 20 向こう3軒両隣精神思いやりを持って住みたい
- 21 押しつけてない地域交流のある場所(個人を尊重したものであること)
- 24 地域の絆
- 26 きちんと機能する自治会
- 57 挨拶
- 59 挨拶が溢れるまち→知らない人にもあいさつをする
- 143 お年寄憩いの場、話をできる場。ひとりでテレビを観るのも寂しい…
- 221 ボランティアなどに参加して地域の交流を深める
- 229 人と関わる
- 239 地域の人達が話し合い、合意形成が得られる場。(税金の使い方を真剣に考える)
- 545 自治会の組織、存在明確化。市との関わりなど協働の実効性を高める。意識改革。
- 1641 何についても合意形成に向って話し合える地域。まちづくりは自分の地域から。

○地域コミュニティにおける市民の役割、市とのかかわりをルール化する。

地域コミュニティは住民の安全・安心を確保するために非常に大切で、それは住民の主體的な関わりにより成り立つものであることを認識してもらい、市民の責務の表現には強制とならないような配慮をする。

(2) 情報

- ・概念だけでなく、具体的な方策も盛り込む
- ・情報の公開（発信）、共有の推進…目に見える議会・行政・市民
- ・情報を“取りに行く”ための市民の意識改革
- ・まわりから来ている人から意見を聴くしくみ
- ・まちづくりの情報に簡単にアクセスできるようにする
- ・発信の多様性が重要
- ・問いかけられた側にも言いやすいしくみ
- ・言ったことを酌みやすいしくみ
- ・行政の情報だけでなく、市民がもつ情報の発信や市民間の情報交換という発想も必要
- ・市民が力を出せる情報発信のしくみ

○PI 意見集

1909 情報の見える化

○情報の共有は難しいことだけでとても大切。多様な手段が求められるが、対話の場所として、自由に使える「場」づくりが求められる。公会堂が各地区にあるものの使うための敷居が高い。

### (3)参加

- ・市民が自発的に参加したくなるしくみづくり
- ・NPOや市民活動団体が頑張れるように、それに関する記述を充実する
- ・市民活動に関しては、議員及び自治会との関係を理解する必要がある
- ・市民活動に従事する場合の、基本的な考え方、義務&責任
- ・信頼される 市民活動とは？

#### ○PI 意見集

- 87 市民の意見を積極的に聴こうとする
- 90 話し、聞く「仕組みを持つ事」
- 254 何かのコミュニティに参加する
- 341 参加には、自分自身で義務と権利を意識して行動する
- 504 地域の奉仕作業やイベントごとにはなるべく参加するようにしてみる
- 1295 PC 社会となり、住民との直接対話が欠けている
- 1729 若い世代の市民会議への参加
- 1730 協働のしくみづくり
- 1736 問題点や革新的な意見を自由に発言し、実現できる場作り
- 1800 生活課題をとりあげるルートづくり
- 1801 焼津市をよりよくしていくために、誰でも意見発信し、話し合える場
- 1803 多数の同意が得られた意見・希望を実現化できるシステムの構築
- 1808 まちづくり活動を、若者が楽しめる仕組み
- 1869 保健委員 発表提言しても従来意識、縦割組織が障害となっている。
- 1929 さまざまな年代、職業の人が自由に交流できるまち
- 1954 さまざまな年代、職種の人たちが交流する場をつくる
- 1989 市民及び活動団体が自由に意見交換でき、だれもが居場所となれる場
- 1990 若い意見を聴いて、次世代を意識したまちづくりが必要
- 1993 市民とし、議会、対話することが必要（対話する場）

○様々な意見、活動を認め合う多様性を大切にすることを基本とする。そのために、自由に意見交換でき、かつ市民誰にも居場所となれるような規制の少ない場がしくみづくりとともに必要。

### (4)協働

- ・参画協働（目的の共有、対等な関係、相互理解、自主性の尊重）
- ・（市民、行政の）協働（コラボレーション）を促すしくみづくり
- ・協働とは？
- ・行政と市民活動団体、信頼関係を築く仕組みを確認して置く必要がある

#### ○P I 意見集

- 66 お互いに信頼できる関係
- 87 市民の意見を積極的に聴こうとする
- 90 話し、聞く「仕組みを持つ事」
- 333 ひきこもり者へのサポート→フリースペース→ボランティア→就労活動

- 403 「よい」は人それぞれ。何が「よい」のか考え、話し合い、出来ることをやる
- 1452 行政、市民が一体となって一方通行にならない
- 1605 市民、行政の協力体制
- 1730 協働のしくみづくり
- 1738 市民と行政のかかわり
- 1795 まちづくりの基本原則・協働・市民参画
- 1797 若い世代も積極的にまちづくりに関わっていくこと
- 1800 生活課題をとりあげるルートづくり
- 1808 まちづくり活動を、若者が楽しめる仕組み（若者だけでなくみんなが）
- 1929 さまざまな年代、職業の人が自由に交流できるまち

○「目指すまちの姿」を実現するために「協働」という手法を活用するのであれば、その主体がともにその意味を理解し、効果を高めるためにしくみづくりをする。協働のための協働とならないよう、その課題解決の選択肢として協働という手段が最適であることを確認し、実施することをルール化する。

#### (5) 情報共有・参加・協働促進するための場

- ・コミュニティの場（再掲）
  - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
  - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
  - …市民がまちづくりに参加しやすい場づくり
- ・意見を知る場、言う場を（市民パブをつくる！）

#### ○PI 意見集

- 868 藤枝市はK-mix（FM ラジオ）で情報発信している。
- 1550 小さな時から公共性の大切さを知らせていくこと。ゴミを街にすてない

○4-(3)と共通「行政の情報は(善し悪し関わらず)公開し、説明責任をはたす」

○規制をなるべく少なくし、自由度の高い多様な人々に関かれた場の設置

#### (6) 評価

- ・行政、議会の仕事ぶりの評価

○評価は前向きな表現にする

○行政、議会の仕事ぶり、市民の協働状況を定期的に評価していく

○市民が評価するために、情報提供と説明責任が必須。評価者はマイナス評価・プラス評価をきちんとし、評価の透明性を確保するために公表する。そして、その結果を仕事に適切に反映するようルール化する。

○評価について、ここに記載するのか、または「行政評価」が行政にいられてるので、議会にも「評価」をいれるなど、項目の出し方は一律にする必要があると思います。まちづくりの評価（市民参加率など）は入れなくてもよいでしょうか。

## (7)子どもの育成、子育て支援

- ・子どもが多様な世代との交流、未来を担う子どもたちのまちづくり参加と育成
- ・子育て（・物心両面のサポート ・保育施設の充実 ・地域の資源、人、ものの活用）

### ○PI 意見集

67 子供が育つ教育環境

68 子どもを育てやすいまち

69 子ども（次世代）を大切にす

72 少子高齢化の加速化に伴う特に次代を担う若者の育成

73 子どもたちが遊べる場がたくさんあるといい→子どもたちが焼津を好きになる！

426 働く母親にも子育てがしやすい町

430 仕事と子育て両方がしやすい環境があればと思う

433 保育所・託児所（職場）の充実。現状では、子どもを産みたくても働くことを優先して躊躇してしまう。

471 子どもだけではなく、全世代が住みやすいまちにすることが子育てに繋がる

1754 子育てについてはあがっていましたが、教育についての文言が出てこない

1930 子ども、子育て中の父母が、悩みを分かち合い共に未来を楽しくできるまち

### ○保育園、学童保育の充実

○対話の場をとおして、真に必要な課題に対して投資する。数は十分でないものの幼児、学童の居場所は考えられているが、中学生、高校生の居場所がない。世代を問わない使い勝手自由な場が求められる。

## (8)人にやさしいまちづくり

- ・医療の充実（・料金設定 ・災害時の体制）
- ・高齢者、障害者にやさしいまちづくり（福祉の充実）
- ・焼津のまちを国際拠点に（例）表記は日本語以外も義務付ける（スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハングル、英語）

### ○PI 意見集

3 地域住民との絆（ふれあい、思いやり）

○PI 意見集の分類「子供・子育て支援、人にやさしいまちづくり」から、子供にとって、高齢者にとって、障害者にとってというような視点でなく、住みやすいまちの条件をソフト、ハードの両面で考え、ルールを考える。

○項目だしするより、他の項目の中に含めるのはどうか

### (9) 企業、産業

- ・事業者の役割
- ・事業者は市民に自分たちの産業を理解してもらい、市民も産業をバックアップする
- ・焼津のようなまちでは「事業者」の役割は大きい、焼津の特徴として大事

○企業、事業者は、市民同様大きな役割と責任を持っていることを自覚して貫くよう明記する

○企業と行政の協働事業として焼津市にある企業がどのような社会貢献をしているか、事業者ごとに住民に広報する。

○これは、市民の枠の中に項目を入れた方がよいのではないのでしょうか

### (10) 『焼津 Love』

- ・焼津の資源を活かした健康づくり（海(魚)・川・山)
- ・文化、歴史 焼津のいいところ探しと発信  
市民がいいところ探しの記者になる『焼津 Love』→情報発信

○PI 意見集

165 歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち

208 商店に入ったときなど、会話が弾む、会話を交わす

394 日本一健康なまち（食＜魚＞を活かした健康づくり）

1933 自然や文化、人とのつながりを大切に守り、育て、高めていけるまち

○「焼津 Love」は、まちづくりへの自発的な参加意識を高めることから始まる。

○ここで項目だしするよりも、理念の中に含めたらどうか

### (11) 焼津ブランド

- ・地場産業を活性化して焼津ブランドを高める

○PI 意見集

324 焼津について情報発信

1234 観光資源が上手に活用されていない

○自治基本条例が生かされていることが「焼津ブランド」である。

今あるもの（ブランド）を活かしていく、そこから創出されるものがあればそれも含めて育てていく

### (12) 平和の発信

- ・第五福竜丸、第三の被爆のまちを特色として、世界に平和を訴えていくまち

○焼津特有のものとして発信することが是非必要

○これも「焼津 Love」「焼津ブランド」のひとつとして、全市民が認識することが大切。

### (13) 幸福度を高めるまちづくり

- ・幸福度・満足度が高いまち

○市民、議会、行政が一体となって、目指すまちづくりに切磋琢磨できるような仕組みとそれを実行する強い意思を持つことで達成できることを認識する。

○項目だしまでする必要があるか疑問です。

### (14) 広域的なまちづくり

- ・広域的行政を進めて、効率化と交流人口を増やす

○PI 意見集

220 志太を活かす

863 志太地区の協力

○広域的な課題解決のために、他の自治体との連携や協力がスムーズにできるよう常に友好的な関係を維持する。

### (15) その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容

- ・歌でまちを明るくする
- ・排除とかネガティブな発想では、もう発展はない
- ・同じ住民でも、自然人と企業の間で、溝ができる。この間でもっと話し合ったり知恵を出し合うしくみが必要・焼津の特色や独自性をどのように盛り込むか

○PI 意見集

4

85 良い学校（大学、専門学校）をつくる

821 市街化調整区域の見直し

863 焼津だけでなく志太地区の協力

1723 人口流出をくいとめるための方策は？

## 6 条例を活かすための仕組み

### (1) 自治基本条例を活かしたものにするための考え方

- ・（行政）この条例の運用について、基本的考え方・しくみ

○条例案の段階で再度市民への説明会を実施し、意見を求める。そして、その条例案がどのような過程を経て条例として何時ごろ成立するのか、条例の意義を分かりやすい言葉で伝える。

又、PI 実施時に市民から「条例による具体的な成果は？」の問いに具体的に答えられるような対応を図る。

更に、条例うたうルールのひとつひとつについて「説明」を設けることにより理解が深まると考える。

## (2) 条例の実効性の確保のしくみ

- ・ 条例の実効性の確保
- ・ (議会) 自治基本条例が順守されるように、評価委員会を設置する  
条例を守り、議会の運営を行うこと

### ○PI 意見集

546 名前だけの条例にならないようにしたい

1659 ルールや仕組みを知ってもらうこと

1842 理念のみとどまらず、実効性のあるものにする

1852 条例が出来た 10 年後の達成状況は？

→「市民同士で意見交換が活発になった」という例あり。文化は劇的に変わるものではない。10 年後に作って良かったと思えるものをつくってほしい。

○本条例の位置づけを明確にする。

## (3) 条例の見直しと手続き

- ・ この条例の見直し
- ・ まちづくりは時間がかかる。まちの方向はみんなで創っていくものなので「活かすためのしくみ」を盛り込む

○この条例を5年ごとに見直す

○条例の見直しは評価委員会の結果を反映する。

## 7 条例の名称・愛称について※当面は保留。中身から考える。

### 「焼津市自治基本条例」で良いか？

- ・ 焼津 “ええとこ” 市民でウォッチ！基本条例
- ・ オール焼津自治基本条例 (ラブ) (やいづ)
- ・ ふるさとやいづ条例
- ・ みんなでやらざあ～条例
- ・ パワーUP！やいづ条例
- ・ やいづ未来条例
- ・ LOVE 焼津まちづくり条例
- ・ 市民条例 など

○「焼津市自治基本条例」として市民説明会、PI 活動を実施しているのでそのまま良い。

- 全体的に見て、行政に関する項目が多い(充実している)気がします。  
そうすると、やはり行政が作ったから多いのかなという気がします。
- 「4 まちづくりの考え方」は2番目にした方がよいのではないのでしょうか。
- まちづくりや議会の中に「危機管理」を入れるのはおかしいのでしょうか。特にまちづくりの中で「安心安全」という言葉が多かったと思うのですが。